

公益財団法人阪和育英会 奨学生募集案内

大阪市中央区伏見町4丁目3番9号

公益財団法人 阪和育英会

理事長 北 修 爾



公益財団法人阪和育英会は、1957年4月、阪和興業株式会社より基金の寄付を得て設立された公益法人であります。成績優秀で前途有望な学生でありながら、諸般の事情により修学が困難で学資の援助を希望する者に対して奨学金を貸与し、教育の機会均等を図ると共に、社会の健全な発展に貢献する目的で運営されております。

奨学生になるための資格

1. 学校教育法による大学に在学していること。
2. 品行方正、学術優秀、心身健全で向学心に富み、有能なる素質を持ちながら諸般の事情により修学が困難で学資の援助が必要と認められ、学校長又は当会が適当と認める者の推薦を受けた者。（学部長又はゼミナール指導教授等の推薦も可）

奨学金の貸与金額及び募集人員（2020年度）

大学生（学部生） 月額 50,000円 20名程度

奨学金の貸与期間

1. 学校の正規の修学期間
2. 原級に留まった時や卒業期限を延長した時は、原則として貸与を停止する。

奨学生出願手続

1. 本会奨学生を志望するには、在学する学校の学校長に願書を提出し推薦を受けなければならない。手続きは、学校から本会所定の「奨学生願書」の交付を受け、本人と連帯保証人が必要事項を記入し、写真を貼付した上で学校に提出すること。健康診断書は学校指定の様式でも可能。
2. 学校長は本会奨学生志望者から願書の提出を受け、これを推薦すべき者と認めた時は本会所定の「奨学生推薦調書」に必要事項、特に推薦事由を詳しく記入し、願書と共に本会宛に提出すること。

奨学生の採否決定及び通知

1. 被推薦者について、本会の選考委員会において人物・学業成績・健康状態・家庭状況など各方面から検討して決定する。又、必要に応じて面接を行う。
2. 本会奨学生の採否が決定した時は、学校長を通じて本人に通知する。

奨学金の返還

1. 借用証書の提出
貸与学生は卒業前に在学学校長を経て「奨学金借用証書」を提出しなければならない。なお、借用証書には連帯保証人の他に、連帯保証人とは別家計の保証人1名が必要となる。
2. 返 還 方 法 …… 卒業後6ヶ月間は返還を猶予する。
《返還開始》卒業1年目の10月から返還を開始すること。
《返還期間》借受期間の3～5倍以内の期間で本人が返還計画を提出すること。
《返還方法》毎月払、年4回払、年2回払の中から本人が選択できる。
3. 返還猶予について
貸与学生のうち上級学校への進学、あるいは疾病その他正当の事由がある場合は当会所定の「返還猶予申請書」とその関連機関の証明書等を一緒に提出の後、本会で承認がされれば相当期間の猶予が受けられる。
4. 利息
返還に際して利息は不要である。

以 上

2020年2月1日